

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成27年6月29日

【会社名】 大丸エナウィン株式会社

【英訳名】 DAIMARU ENAWIN Co.,Ltd

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 古野 晃

【本店の所在の場所】 大阪市住之江区緑木 1 丁目 4 番39号

【電話番号】 06-6685-5101 (代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役管理統轄 青木 尚史

【最寄りの連絡場所】 大阪市住之江区緑木 1 丁目 4 番39号

【電話番号】 06-6685-5106

【事務連絡者氏名】 常務取締役管理統轄 青木 尚史

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

当社は、平成27年6月26日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものがあります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成27年6月26日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

1. 期末配当に関する事項

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金6円50銭 総額50,898,088円

ロ 効力発生日

平成27年6月29日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

イ 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 470,000,000円

ロ 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 470,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

変更の理由

今後の事業展開に備え、現行定款第2条(目的)につきまして、事業目的を追加するものではありません。

第3号議案 取締役7名選任の件

竹川外三郎、古野晃、榎谷隆、田中勝、青木尚史、寺村成男および竹島実の各氏を取締役に選任するものであります。

第4号議案 監査役3名選任の件

明石賢治、松井大輔および桑森章の各氏を監査役に選任するものであります。

第5号議案 役員賞与支給の件

取締役7名および監査役3名に対し、総額28,600千円の役員賞与を支給するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成数 (個) | 反対数 (個) | 棄権数 (個) | 可決要件 | 決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%) |
|--------------------|------------|------------|------------|------|----------------------------|
| 第1号議案 剰余金の処分の件 | 64,927 | 37 | | (注)1 | 可決 (99.9) |
| 第2号議案 定款一部変更の件 | 64,926 | 38 | | (注)2 | 可決 (99.9) |
| 第3号議案 取締役7名選任の件 | | | | (注)3 | |
| 竹川 刃三郎 | 64,578 | 386 | | | 可決 (99.4) |
| 古野 晃 | 64,914 | 50 | | | 可決 (99.9) |
| 榊谷 隆 | 64,914 | 50 | | | 可決 (99.9) |
| 田中 勝 | 64,914 | 50 | | | 可決 (99.9) |
| 青木 尚史 | 64,914 | 50 | | | 可決 (99.9) |
| 寺村 成男 | 64,914 | 50 | | | 可決 (99.9) |
| 竹島 実 | 64,914 | 50 | | | 可決 (99.9) |
| 第4号議案 監査役3名選任の件 | | | | (注)3 | |
| 明石 賢治 | 64,915 | 49 | | | 可決 (99.9) |
| 松井 大輔 | 64,914 | 50 | | | 可決 (99.9) |
| 桑森 章 | 64,911 | 53 | | | 可決 (99.9) |
| 第5号議案 役員賞与支給の件 | 64,842 | 122 | | (注)1 | 可決 (99.8) |

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

4. 総株主の議決権個数は78,271個であります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。